

平成19年に所得が減って所得税が課せられなくなった方へ

対象者	次の(1)と(2)の両方に該当する方。 (1) 平成19年度住民税の課税所得金額 > 所得税との人的控除額の差の合計額 (申告分離課税分を除く) (2) 平成20年度住民税の課税所得金額 ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額 (申告分離課税分を含む)
税額の計算	平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。既に納税済みの場合は、還付します。
申告	対象となる人は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村(19年度住民税の課税市区町村)へ申告する必要があります。

平成19年中の所得が減少し、所得税(住宅ローン控除などの税額控除前の額がからなくなった場合、平成19年度の住民税(平成18年中所得で計算)で税負担が増えたと、平成19年分の所得税(平成19年中所得で計算)で調整できなくなりました。

そこで、平成18年中所得と平成19年中所得の変動に伴う負担増を調整するため、平成19年度住民税を税源移譲前の住民税額まで減額する調剤措置が取られています。(この調整措置は、制度改正の初年度にあたる平成19年度住民税に限り適用されます。)

詳しくは、市役所課税課 ☎43-1116。

すべての住宅に ◇6月1日から義務化スタート◇ 住宅用火災警報器を設置しましょう

現在皆さんが住まわれている住宅へ住宅用火災警報器の設置義務が平成20年6月1日からスタートします。

自身の命、家族の命、大切な財産を守るため、住宅用火災警報器は早めに設置しましょう。

◆設置する警報器は：
住宅火災では、火災により発生する熱の伝わりよりも煙の広がる速度が早いことが多くことから、少しでも早く感知して被害者を救済するためには煙式の感煙器を寝室や階段などに設置してください。

また、自治会を通じて皆さんが共同で購入されることをおすすめします。
なお、住宅用火災警報器には感度やアラームなどに一定の基準が定められています。日本消防検定協会が鑑定し、性能基準に適合した製品には次のような



◆購入方法は：
消防署では住宅用火災警報器を販売していません。お近くの電気店やホームセンター、防災関連会社などで購入してください。

詳しくは、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部防課 ☎481-1217。

『安全へ確かなスマッシュ保守点検』 6月8日から14日は危険物安全週間です

危険物安全週間は、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く危険物に対する意識の高揚と啓発を図る期間です。危険物施設を保有する事業者だけでなく、一般家庭におきましてもガソリン、灯油などの危険物の取り扱いに注意しましょう。

● 危険物安全週間は、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く危険物に対する意識の高揚と啓発を図る期間です。危険物施設を保有する事業者だけでなく、一般家庭におきましてもガソリン、灯油などの危険物の取り扱いに注意しましょう。

● 灯油用ボリ容器については、使い方をまじめと火災をおこす危険性があります。正しく注意しましょう。

● 灯油用ボリ容器を捨てる場合は、購入した石油販売店やスタンドに持ち込んで処理してください。

● 灯油用ボリ容器を捨てる場合は、購入した石油販売店やスタンドに持ち込んで処理してください。

● 灯油用ボリ容器を捨てる場合は、購入した石油販売店やスタンドに持ち込んで処理してください。

「NSマーク」がついているので、購入される際の目安としてください。

悪質な訪問販売業者にご注意！

消防署の名を利用して、通常よりも高い価格で販売する悪質な業者が増えています。消防署では住宅用火災警報器を販売していませんのでご注意ください。

◆被害にあわないためには…

- ①ご自宅に設置する住宅用火災警報器は、何個必要かあらかじめ確認しましょう。
- ②自治会や自主防災組織などにより共同して購入するようしましょう。
- ③訪問業者や電話の勧誘などには、即決で購入・契約しないようにしましょう。
- ④消防法では、この住宅用火災警報器の未設置に係る罰則・罰金を定めていません。

設置しないと罰則・罰金が課せられるという営業には注意しましょう。
※住宅用火災警報器は、クーリングオフ制度の対象商品です。もしも、訪問販売などで高額な商品を購入してしまった場合には、速やかに市の消費生活相談窓口と消防本部予防課へご連絡ください。
また、消防本部予防課では住宅用火災警報器に関するご相談などにも応じていますので気軽に相談ください。
詳しくは、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部予防課 ☎481-1217へ。

振り込め詐欺多発！ だまされやすい まずは確認、すぐに相談

市内外では、高齢者が被害者となる振り込め詐欺が急増しています。振り込め詐欺とは、電話の声を信用し、本人に確認するまで振り込まない。

振り込め詐欺の手口は、電話で「お金を返す」といふことになり、振り込め詐欺を疑った、すぐ相談してください。

詳しくは、佐倉警察署 ☎484-0110へ。